

「保険金の手続きをサポートする」 と勧誘する住宅修理にご注意を！

【相談事例】

来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理が出来る。」と言われたので、数年前の大雪でベランダの屋根がゆがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインした。申込書をよく見たら「保険金額が、見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめたい。(70歳代 女性)



【ひとこと助言】

- 自然災害による住宅修理について「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金がいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の補償対象とはなりません。
- 「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理が出来るかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。
- 困ったときは、八王子市消費生活センターにご相談ください。

【相談専用電話 042-631-5455】

【暮らしの情報】



衣類の風合いなどを保つ柔軟仕上げ剤を使いすぎると・・・香りが強くなりすぎたり、衣類の吸水性が低下することがありますので、ご注意ください。

- 柔軟仕上げ剤の香りが快適な暮らしづくりに役立つ一方で、「他人の衣類や隣家の洗濯物の香りが不快に感じる」といったご意見もあります。



- においの種類や強さの感じ方には、個人差があります。また、臭覚には順応性があり、同じにおいを嗅ぎ続けたり、においの刺激が繰り返されると感度が鈍くなるという特徴がありますので、自分にとって快適なおいでも、他人を不快にする可能性があります。

柔軟仕上げ剤を選ぶ・使うときは、香り付きか無香料か、香りの強さの目安などを参考にしてください。

柔軟仕上げ剤の“香りのマナー”のポイントは周囲への気配りです。

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。
FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。



まずは
ご相談を